

三重県港湾審議会条例

昭和四十九年三月二十九日
三重県条例第十七号

改正 平成一〇年 一月二三日三重県条例第一号

三重県港湾審議会条例をここに公布する。

三重県港湾審議会条例

（設置）

第一条 県が管理する港湾の適正かつ円滑な開発、利用、保全及び管理を図るため、三重県港湾審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三条の三第一項の港湾計画
- 二 法第四十三条の五第一項の港湾環境整備負担金
- 三 前二号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項

（組織）

第三条 審議会は、委員三十人以内をもつて組織する。

2 前条の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第四条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 港湾関係者
- 三 県議会の議員
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか知事が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該事項に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七条 審議会に、津松阪港部会及び尾鷲港部会を置く。

2 部会は、あらかじめ会長が指名する委員及び臨時委員をもつて構成する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（部会長）

第八条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、会長をもつて充てる。

3 第五条第三項及び第四項の規定は、部会長について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(部会の会議)

第九条 第六条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第十条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職にある者をもつて充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

一部改正〔平成一〇年条例一号〕

(運営事項)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成十年一月二十三日三重県条例第一号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。